

令和3年9月30日	
所 属	公営企業局企画管理課
所属長	木屋 智孝
電 話	06-6489-7402

職員の処分等について

令和3年5月13日及び同年6月14日に逮捕された公営企業局水道建設課の2名の職員の処分及び管理監督責任に関する処分等は、次のとおりです。

1 逮捕・起訴された職員の処分等

両名とも事情聴取に応じ、水道工事の入札に関し設計金額等を事業者に教示し、謝礼として現金及び物品等の供与を受けた収賄の事実を認めたことから、次のとおり処分を行いました。

職員名	所 属	職名等	処分日	処分内容
職員A	公営企業局	技術職員（技手）	R3.9.30	免職
職員B	上下水道部水道建設課	技術職員（技師）		

2 管理監督責任に伴う処分等

(1) 特別職

市民に対し行政への信頼を大きく失墜させたことに対する反省と再発防止に向けた強い決意、姿勢を目に見える形で示していくことにより、市民の信頼回復を図るため、行政の最高責任者である市長及び公営企業局を代表する立場である公営企業管理者は次のとおり給料を減額します。

なお、給料の減額にあたっては、条例改正が必要なため、今会期中に議案を追加で提出します。

市 長	減給1月 (給料月額(現行削減措置後)の2/10)
公営企業管理者	減給1月 (給料月額の3/10)

(2) 一般職（関係上司）

本事件の原因として、倫理意識及び情報管理等において組織的な課題があったことを踏まえ、次のとおり管理監督責任を問う処分等を行いました。

所属等	当時の所属等	処分等の日	処分等の内容
公営企業局 参事	公営企業局 部長	R3.9.30	戒告
公営企業局 課長	公営企業局 課長		減給1月
公営企業局 係長	公営企業局 係長	R3.9.30	訓戒 (尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱に基づく)
公営企業局 係長	公営企業局 係長		
公営企業局 再任用	公営企業局 係長		

以 上